

前払金支払限度額の撤廃及び中間前金払制度の導入について

1 概要

建設業者への円滑な資金提供による経営の安定化を図り、公共工事の適正な施工確保を目的として、平成28年4月1日以降に契約する工事の前払金について次のとおりの取り扱いとします。

(1) 前払金支払限度額の撤廃

これまで請負代金300万円以上の工事において請負代金の4割を限度に支払い可能な従来の前払金について、5,000万円であった支払限度額を撤廃して無制限とします。

(2) 中間前金払制度の導入

請負代金の4割を限度に支払う通常の前金払に加え、工事の中間段階で一定の要件を満たしていれば、さらに請負代金の2割を限度に支払う中間前金払制度を導入します。

認定のための申請をして要件に該当すると認定された後に、前払金保証事業に関する保証事業会社との保証契約に係る保証証書が必要となります。

2 中間前金払制度について

(1) 対象工事

1件あたりの請負代金の額が300万円以上の工事が対象です。ただし、当初の前払金の支払いを受けていることが必要になります。

(2) 支払限度額

請負代金の2割を超えない額とし、かつ当初に支払った前払金と合わせた合計額が請負代金の6割を超えない額とします。

(3) 認定要件

(ア) 工期の2分の1を経過していること。

(イ) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(ウ) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(4) 中間前金払と部分払の関係

部分払が可能となっている場合、中間前金払の後に部分払の請求は可能ですが、部分払の後に中間前金払の請求はできません。

(5) 事務手続きの流れ

(ア) 申請者が中間前金払に係る認定請求書に工事履行報告書、実施工程表等を添付して発注担当課へ提出。

(イ) 発注担当課が工事履行報告書、実施工程表等により認定要件を審査し、該当であれば認定通知書を申請者へ交付。

(ウ) 申請者が認定通知書を添えて、保証事業会社へ保証契約の申し込み。

(エ) 申請者が支払請求書に保証事業会社の保証証書を添えて発注担当課へ提出。

<中間前払金の支払に係る事務手続きの流れ>

